事業主の皆さまへ

「公正採用選考人権啓発推進員」を選任されていますか？

公正採用選考人権啓発推進員は、公正な採用選考システムの確立や人権啓発研修の実施など、社内の人権啓発に関する中心的な役割を担っていただく方です。

Q１　推進員の選任対象となる事業所は?

（１）常時使用する従業員の数が<u>３０人以上</u>である事業所
（２）職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う事業所
（３）上記のほか、公共職業安定所長が推進員を選任することが適当であると認める事業所

Q２　誰が推進員になるのですか？

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考など人事管理に関する事項について相当の権限を有する方から１名を選任してください。

Q３　推進員の役割は？

推進員は、次の事項について事業所内で中心的な役割を果たすものとされています。
（１）公正な採用選考システムの確立を図ること
（２）職業安定行政機関との連携に関すること
（３）その他、事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

Q４　なぜ推進員を選任する必要があるのですか？

推進員制度は、憲法に規定される職業選択の自由、就職の機会均等の確保の理念に基づく制度です。推進員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、それを社内で普及してもらうこと、また公正採用選考を行う体制を確立してもらうことを通じて、この理念の実現を目指しています。推進員制度へのご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

Q５　推進員を選任（又は変更）したらどうすればいいですか？

推進員を新たに選任（又は変更）した場合は、ハローワークへ「公正採用選考人権啓発推進員選任・改任報告書」（裏面）の届出（持参・郵送・電子メール）をお願いします。
詳しくは島根労働局ホームページをご覧ください。

※様式のダウンロード、届出メールアドレス等はこちら
https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/news_topics/news/newpage_210212.html
島根労働局 HP＞ニュース＆トピックス＞お知らせ＞ハローワークからのお知らせ
＞公正採用選考人権啓発推進員の選任について

島根労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

（R70808）

令和　　年　　月　　日

公正採用選考人権啓発推進員　選任　・　改任　報告書

公共職業安定所長　殿

氏　　名	役　　職	選任・改任 年月日

＊標題の選任・改任のいずれかに〇印をつけてください。

常時雇用する労働者数　　人

※　１　職業紹介事業

※　２　労働者派遣事業

※欄について、該当事業所は番号に〇印をつけてください。

所 在 地　　〒

（フリガナ）

事 業 所 名

代 表 者 名

電　　話

注意　（1）　推進員については、人事担当責任者など事業所内で採用選考に関する事項について相当の権限を有する方から選任してください。

（2）　人事異動等により推進員が変更になった場合も、その都度速やかに「選任・改任報告書」の提出をお願いします。